

福島町告示第43号

令和5年度及び令和6年度の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第2項及び第167条の11第2項の規定により、令和5年度及び令和6年度において、福島町が発注する工事又は製造の請負、物品の買入れその他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び方法等について次のとおり定める。

令和4年12月28日

福島町長 鳴海 清春

記

第1 資格

1 基本的資格要件

福島町が発注する契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者。
- (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者。
- (3) 税金を誠実に納めていることを認められる者。
- (4) 福島町暴力団排除条例に定める暴力団等に該当しない者。

2 契約の種類による資格要件

(1) 工事の請負契約

ア 工事の請負契約（塗装工事、道路標識設置工事、機械器具設置工事及び造園工事に係る契約を含む。以下同じ。）についての競争入札参加資格は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

- (イ) 令和5年1月1日現在において、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けており、かつ、当該許可を受けて2年以上その営業を行っていること。
- (ロ) 令和5年1月1日の直前2年度いずれかの決算において完成工事高を有していること。
- (ハ) 建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、令和5年1月1日の直前2年度分決算により国土交通大臣又は、都道府県知事が行う経営に関する事項の審査を受けていること。
- (ニ) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）に未加入の者でないこと。（個人事業主等であって社会保険等の適用除外となる者を除く。）

イ 工事の請負契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる事項について行った審査の結果及び北海道の格付け等を総合的に勘案したうえで数種類に格付けされるものと

する。

(7) 客観的審査事項

建設業法第27条の2第3項の規定により国土交通省告示に定められた項目とする。

(i) 主観的事項

工事施工成績等

(2) 建築物の設計に係る契約

建築物の設計に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による一級建築士事務所又は二級建築士事務所について登録を受けた者であること。ただし、建築設備のみの設計を業とするものはこの限りでない。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(3) 土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約

土木施設物の設計、地質調査又は技術資料作成に係る契約についての競争入札参加資格者は、次の各号に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(4) 測量に係る契約

測量に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 測量法（昭和24年法律第188号）第55条の規定による登録を受けた者であること。

イ 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

ウ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(5) 物品の購入または印刷物の製造及び業務委託に係る契約

物品の購入または印刷物の製造及び業務委託に係る契約についての競争入札参加資格者は、次に掲げる要件を満たしている者とする。

ア 令和5年1月1日現在において引き続き1年以上その営業を営んでいること。

イ 令和4年1月1日から12月31日までの間に売上高を有していること。

(6) その他にかかる契約

その他にかかる契約については、前各号に準じて取り扱うものとする。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）の規定に基づき設立された協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次の各号のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需の受注にかかる適格組合証明を有するとき。

(2) 協業組合及び中小企業等協同組合のうち企業組合にあっては、設立の際に競争入札参加資格者であった者が構成員の過半数を占めているとき。

4 資格の有効期間

資格の有効期間は、令和5年度及び令和6年度とする。ただし、共同企業体については、令和5年度とする。

第2 資格の消滅

競争入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該競争入札参加者の資格は消滅するものとする。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者となったとき。
- (2) 政令第167条の4第2項に規定により、競争入札への参加を排除されたとき。
- (3) 営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取消しされたとき。
- (4) その他第1の2に定める資格要件のいずれかまたは第1の3の各号に定める要件を欠くに至ったとき。

第3 資格審査の申請の時期及び方法

1 申請時期

- (1) 令和5年2月1日から令和5年2月28日までとする。(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。)
- (2) 共同企業体にかかる申請時期は、当該共同企業体が結成されたときとする。
- (3) 中小企業等協同組合又は協業組合が経済産業局長の行う官公需の受注にかかる適格組合証明を受けたときは、当該中小企業等協同組合又は協業組合については第1号及び第2号によるほか、当該証明を受けたときとする。
- (4) 企業組合又は協業組合において、その構成員の過半数が競争入札参加資格者であるときは、第1号及び第2号によるほか、当該企業組合又は協業組合が設立されたときとする。
- (5) 特に町長が認めた者にかかる申請時期は、町長の指定する日とする。

2 申請の方法

(1) 工事の請負契約

工事の請負契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、写しでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式

イ 国税(その3・未納税額のないこと用)道税及び町税の納税証明書

(※道税・町税とも未納税額がない証明書でも可)

ウ 印鑑証明書

エ 過去2ヶ年分にかかる決算書

オ 誓約書

(2) 建築物の設計にかかる契約

建築物の設計にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、写しでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要し

ないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式

イ 国税（その3・未納税額のないこと用）道税及び町税の納税証明書

（※道税・町税とも未納税額がない証明書でも可）

ウ 印鑑証明書

エ 過去1ヶ年分にかかる決算書

オ 誓約書

(3) 土木施設物の設計、地質調査または技術資料作成にかかる契約

土木施設物の設計、地質調査または技術資料作成にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、写しでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする

ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式

イ 国税（その3・未納税額のないこと用）道税及び町税の納税証明書

ウ 印鑑証明書

エ 過去1ヶ年分にかかる決算書

オ 誓約書

(4) 測量にかかる契約

測量にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、写しでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする

ア 北海道市町村統一様式のうち、様式1から様式10までの該当する様式

イ 国税（その3・未納税額のないこと用）道税及び町税の納税証明書

ウ 印鑑証明書

エ 過去1ヶ年分にかかる決算書

オ 誓約書

(5) 物品の購入または印刷物の製造にかかる契約

物品の購入または印刷物の製造にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

ア 福島町様式（北海道様式でも可とする）

イ 商業登記簿謄本（法人のみ）

ウ 身分証明書（個人事業者のみ）

エ 営業証明書（個人事業者のみ）

オ 従業員名簿（個人事業者及び資本金100万円未満の法人のみ）

カ 許認可に関する証書の写し（該当ある場合のみ）

キ 国税（その3・未納税額のないこと用）道税及び町税の納税証明書

（※道税・町税とも未納税額がない証明書でも可）

ク 印鑑証明書（実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届）

ケ 過去1ヶ年分にかかる決算書

コ 誓約書

(6) 業務委託にかかる契約

業務委託にかかる契約についての申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでもかまわないものとする。また、町長が指定する業者について不要と認めた場合については、その書類の提出を要しないものとする。

- ア 福島町様式（北海道様式でも可とする）
- イ 商業登記簿謄本。（法人のみ）
- ウ 身分証明書（個人営業者のみ）
- エ 営業証明書（個人営業者のみ）
- オ 従業員名簿（個人営業者及び資本金100万円未満の法人のみ）
- カ 主な契約実績
- キ 技術者名簿
- ク 許認可に関する証書の写し。（該当ある場合のみ）
- ケ 国税（その3・未納税額のないこと用）道税及び町税の納税証明書。
（※道税・町税とも未納税額がない証明書でも可）
- コ 印鑑証明書（実印以外を使用する場合はほかに使用印鑑届）
- サ 過去1ヶ年分にかかる決算書
- シ 誓約書

(7) 経常建設共同企業体の請負にかかる契約

経常建設共同企業体の請負にかかる契約についての申請は、次の申請要件を満たしていることとする。

- ア 企業体の構成
 - a 申請する業種について、同一等級又は直近等級に属する者の組み合わせとする。（格付けをする業種に限る。）
 - b 2社以内で構成されていること。
 - c 共同施工方式（甲型）の共同企業体であること。
- イ 構成員の要件
 - a 申請する業種について、福島町入札参加資格を有していること。
 - b 申請する業種について、建設業の許可を有してから営業年数が4年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、営業年数が4年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。
 - c 申請する業種に対応する工事について、元請としての実績があること。
 - d 申請する業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。
- ウ 出資比率
 - a すべての構成員の出資比率が、均等割の10分の6以上であること。（2社の場合は30%以上、3社の場合は20%以上）

(8) その他にかかる契約

その他にかかる契約についての申請は、前各号に準じて取り扱うものとする。

3 資格審査の再申請及び変更届

(1) 競争入札参加資格者は、次に掲げる号のいずれかに該当したときは、再度、資格審査の申請をするものとする。

ア 競争入札参加資格者の事業または営業が相続、合併、譲渡または会社分割により移転した場合。

イ 中小企業等協同組合及び協業組合がその構成員を変更した場合（企業組合を除く中小企業等協同組合にあつては、変更した構成員が競争入札参加資格者である組合員のときに限る。）

(2) 前号の申請は、次の申請書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでもかまわないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうちの様式11（物品の購入または印刷物の製造及び業務委託以外の場合）

イ 競争入札参加資格変更審査申請書（物品の購入または印刷物の製造及び業務委託の場合）

ウ その他再申請を行う事由にかかる書類

(3) 競争入札参加資格者は、住所、商号又は名称、法人の代表者氏名、組織、実印、電話番号、支店等の名称、主たる事業、支店長名等を変更したときは、競争入札参加資格関係事項変更届を提出するものとする。

(4) 前号の届け出は、次の書類を提出することにより行うものとする。ただし、証明書にかかる書類については、コピーでもかまわないものとする。

ア 北海道市町村統一様式のうちの様式12（物品の購入または印刷物の製造及び業務委託以外の場合）

イ 競争入札参加資格関係事項変更届（物品の購入または印刷物の製造及び業務委託の場合）

ウ その他再申請を行う事由にかかる書類

4. 申請の場所

福島町総務課を主管課（申請書提出先）とする。ただし、郵送による提出も受付するものとする。

指名競争入札参加者指名基準

第1 共通の基準

指名競争入札に参加する者は、次に掲げる共通の基準たる要件を満たしていなければならないとともに、指名にあたっては、契約の適正な履行の確保を図ることができる範囲内において地場業者の育成に努めなければならない。

1 経営内容等

指名しようとする時点において、著しい経営状況の悪化並びに資産及び信用度の低下の事実がなく、かつ、契約の履行がされないこととなるおそれがない者であること。

2 法的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、法令の規定に基づく許可、認可、免許、登録等を必要とするものにあつては、当該許可、認可、免許、登録等を受けている者であること。

3 技術的適正

契約の性質又は目的により当該契約の履行について、特殊な技術、機械器具又は設備を保有する者であること

4 経営規模的適正

指名しようとする時点で、未履行契約高（現に履行中のもの含む。）と、当該指名競争入札に係る予定契約高とを総合して経営規模に余裕があると認められる者であること。

5 地理的適正

履行期限、履行場所、アフターサービス等の契約の内容を勘案し、一定地域内の者のみを対象として競争に付することが有利と認められるものにあつては、当該一定地域内で営業している者であること。

第2 事業別基準

1 工事の請負

工事の請負契約に係る指名競争入札に参加する者は、当該指名競争入札に付そうとする工事の予定価格に対応する等級以上に格付けされた者であること。

ただし、指名競争入札に付そうとする工事が施工上特殊な専門技術（特許工法等を含む。）を必要とする場合には、一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を有する者の名簿に登載されている者のうちから等級に関係なく指名することができる。

2 物件の購入

物件の購入契約にかかる指名競争入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たしている者でなければならない。

- (1) 特殊な物件を購入する場合で、その物件の取り扱いについて実績を有する者であることが必要であるときは、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体との間に当該実績を有すること。
- (2) 物件の購入に際し、銘柄を指定する必要があると認められる場合は、当該銘柄の物件を供給することができること。
- (3) 国等の検定、基準、標準規格等に合格した物件を購入しようとする場合は、当該物件を供給できること。